

**令和7年度
尾道市立幼稚園入園のご案内**



**令和6年11月
尾道市教育委員会
教育総務部庶務課**

～ も く じ ～

1	認定申請・認定区分	1
2	入園手続	
(1)	尾道市立幼稚園一覧	2
(2)	入園対象	2
(3)	入園申込方法	2
(4)	入園までの流れ	3
(5)	抽選	3
(6)	休園等に関する基準	3
3	利用にあたり必要な費用	
(1)	保育料	3
(2)	預かり保育料	3
(3)	給食費	3
(4)	その他の経費	3
4	提出書類	
(1)	全員に必要な書類	4
(2)	該当する場合に必要な書類	4
5	コドモンについて	5
6	保育の必要性の認定について(預かり保育料無償化希望者のみ)	5
7	支給認定の変更手続き	7

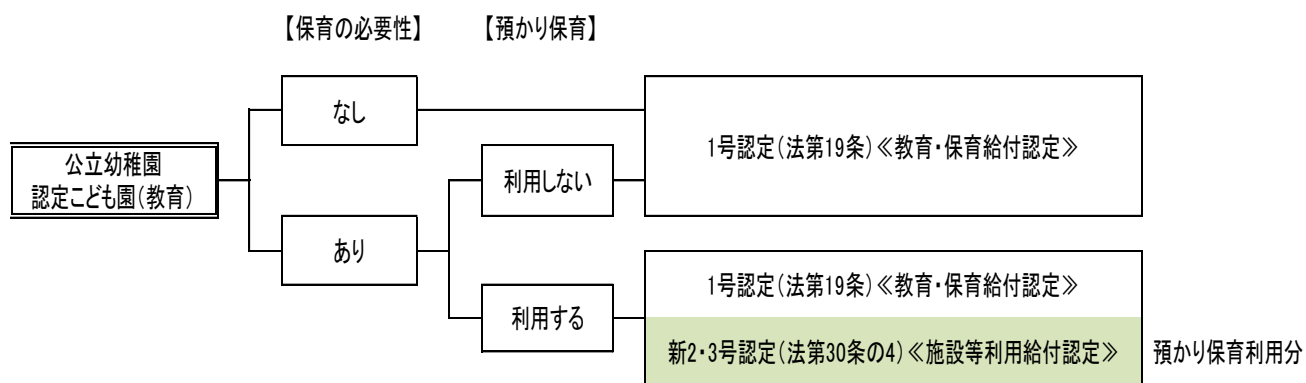
1 認定申請・認定区分

公立幼稚園を利用するには、「教育・保育給付認定」を受ける必要があります。また、預かり保育を利用する方で保育の必要性のある方は、「施設等利用給付認定」を受けることで預かり保育料が無料となります。

「教育・保育給付認定」は、公立幼稚園・認定こども園や保育所（園）を利用する際に支給される「子どものための教育・保育給付」を受けるための認定です。「施設等利用給付認定」は、幼児教育・保育の無償化により支給される「子育てのための施設等利用給付」を受けるための認定です。

認定区分	認定の種類	保育の必要性	対象となる主な施設
1号認定	教育・保育給付認定	なし	・ 公立幼稚園 ・ 認定こども園（教育認定）
新1号認定	施設等利用給付認定		・ 私立幼稚園
2号認定 3号認定	教育・保育給付認定	あり	・ 保育所（園） ・ 認定こども園（保育認定）
新2号認定 新3号認定	施設等利用給付認定		・ 幼稚園等の預かり保育 ・ 認可外保育施設等

申請された認定区分にかかわらず、審査の結果、保育の必要性が認められない場合は、2号（新2号）認定・3号（新3号）認定ではなく、1号（新1号）認定となります。



2 入園手続

(1) 尾道市立幼稚園一覧

園 名	定 員	住 所	電 話	保 育 年 齢			預かり 保育 (延長)	給 食
				3 歳	4 歳	5 歳		
三成幼稚園	140	美ノ郷町三成 1034	0848-48-1633		○	○	○	○
木ノ庄東幼稚園	210	木ノ庄町木梨 696	0848-48-1161	○	○	○	○	○
高須幼稚園	140	高須町 3493	0848-46-3864		○	○	○	○
百島幼稚園	95	百島町 498	0848-73-2709 (百島中)	○	○	○	○	○

※通園区域はありません。幼稚園への登園及び降園は、保護者又は家族が送迎してください。

※三成幼稚園・木ノ庄東幼稚園は、令和7年度末に閉園し、令和8年4月に「(仮称) 北部認定こども園」へ移行する予定です。

(2) 入園対象

幼児及び保護者の住所が尾道市にあり、次の期間に生まれた幼児

- 5歳児（1年保育児） 平成31年4月2日～令和2年4月1日
- 4歳児（2年保育児） 令和2年4月2日～令和3年4月1日
- 3歳児（3年保育児） 令和3年4月2日～令和4年4月1日

(3) 入園申込方法

入園を希望する幼稚園で「入園願書（兼教育・保育給付認定申請書[1号認定]）」（以下「入園願書」という。）を受け取り、必要事項を記入の上、幼稚園に提出してください。
なお、百島幼稚園への申込は百島中学校（☎73-2709）、または教育委員会庶務課で受付を行います。

○受付期間：令和6年11月11日（月）～11月29日（金）

※土・日・祝日、11月22日を除く。

○受付時間：8：30～16：30

※マイナンバーの記載と本人確認について

入園願書へマイナンバーの記載が必要となります。マイナンバーが正しい番号であることの確認（番号確認）と、番号の正しい持ち主であることの確認（身元確認）を入園願書受付時に目視で行いますので、次の書類を持参してください。

○番号確認書類 入園願書に記載した保護者の「マイナンバーカード」「通知カード」「マイナンバーが記載された住民票」のいずれか1点。
○身元確認書類 入園願書提出に来られた方の官公署が発行した顔写真付きの身分証明書（運転免許証、マイナンバーカード、パスポート、障害者手帳等）1点 ※顔写真付きの身分証明書がない場合は、官公署が発行した健康保険証や年金手帳等1点に加えて、通常本人以外の者が所持しない通帳・キャッシュカード等1点の計2点とします。

注）代理人が窓口に来られる場合は、保護者の委任状も必要となります。

(4) 入園までの流れ ※4月入園の場合

- 入園申込、認定申請（11月）
- 申請書の受理及び審査（12月）
- 支給認定証、入園承諾通知書の交付（1月）
- 入園説明会、預かり保育料の無償化申請（2月）
- 入園（4月）

(5) 抽選

受付期間内の入園希望者が募集定員を超えた園は、在園児を除いた新規入園希望者を対象に、抽選を行う場合があります。ただし、隣接する小学校の通学区域内の幼児、兄・姉が同時に在園する幼児を優先します。抽選を行う場合は、別途通知します。

(6) 休園等に関する基準

- 複数年保育幼稚園において、年度の5月1日時点における園児数が10人に満たない状況が3年間継続した場合は、その幼稚園の翌年度以降の園児募集を停止することとします（特別な事情がある場合を除く。）。園児の募集を停止した幼稚園について、在園する園児が卒園等でいない状況になった場合は、閉園するものとします。

3 利用にあたり必要な費用

(1) 保育料

令和元年10月から幼児教育の無償化が実施され、保育料は無料です。

(2) 預かり保育料

300円（1回あたり）

利用上限：1か月あたり原則10日まで

※ 幼稚園によって、10日を超えて利用できる条件が異なりますので、詳しくは、「預かり保育料の無償化にかかる手続について（ご案内）」を参照していただくか、幼稚園または教育委員会庶務課にお問い合わせください。

※ 共働き世帯など保育の必要性の認定（新2号認定）を受けた場合、預かり保育料は無償化されます。

(3) 給食費

220円程度（1食あたり）

※ 世帯の所得状況等によっては、副食費が免除となる場合があります。対象者には、お知らせします。

(4) その他の経費

育友会（PTA）費等の諸経費

4 提出書類

(1) 全員に必要な書類（入園日に関わらず共通）

◎「入園願書（兼教育・保育給付認定申請書〔1号認定〕）」

◎コドモン「個人情報の第三者提供に関する同意書」※次ページ参照

(2) 該当する場合に必要な書類

次の①～⑧に該当する場合は、それぞれ必要書類を添付してください。

① 令和6年1月1日現在、尾道市に住民登録が無かった場合	令和6年1月1日に住民登録のあった市町村で発行された「令和6年度市町村民税(非)課税証明書」 ※所得のない父母についても提出が必要です。
② 単身赴任の関係などで、令和6年度に他の市町村で課税されている場合	該当の市町村で発行された「令和6年度市町村民税課税証明書」
③ 令和6年1月1日現在、海外に在住していた場合	「令和5年分給与証明書【海外勤務者用】」 ※様式は幼稚園にあります。 ※会社独自の様式でも構いませんが、各種控除（社会保険料控除、生命保険料控除等）がある場合はそちらも記載してください。 ※書類が外国語で記載されている場合は、日本語訳したものも添付してください。
④生活保護を受けている場合	「被保護者証明証」の写し
⑤児童扶養手当を受給している場合	「児童扶養手当証書」の写し ※児童手当と間違えないようにご注意ください。
⑥小中学校の兄弟が就学援助費を受給している場合	「就学援助認定通知書」の写し ※申請時には令和6年度の通知書を添付してください。令和7年6月頃に交付される令和7年度の通知書の提出も必要です。
⑦世帯で障害者手帳等の交付及び特別児童扶養手当、障害基礎年金を受給している者がいる場合	「身体障害者手帳」「療育手帳」「精神障害者保健福祉手帳」の写し 「特別児童扶養手当」「障害基礎年金」の証書の写し
⑧ひとり親家庭の場合（⑤の場合は除く。） ※元夫（妻）と同一住所の場合は除く。	「ひとり親家庭等医療受給者証」「遺族年金証書」の写し 「戸籍謄本」「戸籍抄本」※離婚日記載のもの

※上記①・②に該当する人のうち、令和7年度においても尾道市で市町村民税の課税がされていない場合は、課税された市町村で発行される「令和7年度市町村民税課税証明書」等を7月頃に提出してください。

※上記③に該当する人で令和7年1月1日現在も同じ状況であれば、「令和6年分給与証明書【海外勤務者用】」の提出が必要です。

5 コドモンについて

コドモンは、尾道市教育委員会で導入しているスマートフォンを活用した幼稚園と家庭を結ぶ新たな連絡方法「幼稚園・保護者間連絡システム」の名称です。

～コドモン「幼稚園・保護者間連絡システム」とは～

このシステムは、これまで電話で行っていた欠席や遅刻等の連絡を保護者の所有しているスマートフォンで行うことができます。また、幼稚園からの配布物も電子化し、スマートフォンで閲覧できるようになります（市内の公立小学校・公立中学校でも導入しています。）。

システムの利用にあたり、「個人情報の第三者提供に関する同意書」の提出、入園後にはアプリダウンロード及び登録が必要となります。

6 保育の必要性の認定について（預かり保育料無償化希望者のみ）

保護者が就労等（別表）で家庭での保育が困難な場合に、市が保育の必要性を認定します。証明書類は、保護者（父母）分が必要となります（ひとり親世帯は、父又は母）。同居する65歳未満の祖父母がいる場合は、祖父母の証明書類も必要です（提出がない場合は、保育ができるものとして審査します。）。なお、認定を希望する月の前月15日（15日が土日祝日の場合はその前日）までに申請を行ってください。

認定の有効期間中であっても、家庭での保育が可能となった場合には認定の取消となります。また、保育の必要性の認定事由の現況確認等のため、年に1回程度、保育を必要とすることを証明する書類の提出を求めます。

手続きについては、別途ご案内します。



(別表)

【保育が必要な状況一覧】

	保育を必要な状況	認定の有効期間	申し込み時に添付する証明書類 ●追加でいずれか一つ添付必要
1	<u>就労（常に月48時間以上）</u> ※休憩時間・時間外残業・通勤時間は考慮されません。	最長就学前まで	<u>『就労証明書』</u> <u>被雇用者（会社員等）</u> （株式・有限・官公庁に勤務の人） ●健康保険証、給与明細書等の事業所名と就労者名が確認できるものの写し <u>自営業等従事者</u> ●開業届（開業1年以内の方、及び開業予定の方）売上台帳、収支内訳書、専従者給料明細等の写し
	出産に伴う在籍園児の認定継続について	<u>※満1歳に達する日が属する月末まで(最大)</u> <u>(※1)</u>	<u>※育休期間が記載してある『就労証明書』を提出して下さい。</u> <u>※復職後、2週間以内に復職日が記入された『就労証明書』を必ず提出して下さい。</u>
2	<u>病気・負傷・心身障害</u> 保護者が病気やけが、または心身の障害のため、児童の保育ができない場合	状況に応じる ※診断書等に期間の記載がある場合、その期間まで	<u>『病気等・出産・就学申立書』</u> ●診断書、障害者手帳（身体・精神・療育）等の写し
3	<u>介 護</u> 保護者が常時介護にあたっているため、児童の保育ができない場合		<u>『介護状況申立書』とケアプランの「週間サービス計画書」の写し</u> ●介護保険証、障害者手帳（身体・精神・療育）等の写し、診断書
4	<u>就学・職業訓練</u>	学校等に在籍する期間	<u>『病気等・出産・就学申立書』</u> ●在学証明書及びカリキュラム ※まだ在学していない場合、合格通知でも可能であるが、後日「在学証明」を必ず提出してください。
5	<u>家庭の災害</u> 火災、自然災害等の被害を受け、復旧の間、児童の保育ができない場合	災害の復旧が完了するまでの期間	「被（り）災証明書」
6	<u>出産の前後</u>	原則、出産予定日を起点に <u>産前 2 か月前の月初日から産後 2 か月を経過する日の月末</u> までの期間	<u>『病気等・出産・就学申立書』</u> ●親子（母子）健康手帳の写し（表紙と出産予定日が分かるページ）（添付必須）
7	<u>求職活動</u>	最長3か月を経過する月末までの期間	<u>『求職活動申立書』</u> ●ハローワークカードの写し等

※次ページの注意事項もご確認ください。

《(別表)保育が必要な状況一覧注意事項》

- ※1 育児休業取得者は就労要件での入所となるため、就労証明証の様式を提出してください。産前産後期間終了後育児休業認定します。

育児休業とは、法律に基づかない育児休業（法人独自の育児休業）や、自営業の方の育児に伴う休業も含まれます。

- ※ 就労とは、職種や雇用形態（正社員やパート、アルバイト等）を問わず、その就労に応じた相当の金銭収入を得ているものをいいます。収入については必ず申告を行ってください。就労によって得た収入の申告状況が確認できない場合、認定要件にあたらないものとみなします。
- ※ 3・4の事由の場合、常に月48時間以上従事していることが必要です（休憩時間は除く。）。
- ※ 6の事由で多胎児出産予定の場合は、産前4か月前の月初日から産後4か月を経過する日の月末までの期間とします。
- ※ 7の求職活動での認定は、年1回に限ります。
- ※ ひとり親の場合は、事由の証明書類とひとり親家庭が分かる書類（戸籍謄本・児童扶養手当証書・ひとり親家庭等医療費受給者証等）を併せて提出してください。また、婚姻関係にない人であっても同居している人（親族を除く。）がいる場合は、その人の保育を必要とする事由を証明する書類が必要です。

6 認定内容の変更手続

転居、退園など認定内容が変更となる場合は、次の書類を幼稚園に提出してください。認定内容の変更は、原則、事実発生日の翌月1日からとなります。認定内容が変更となる場合はすみやかに手続を行ってください。

変更内容		提出書類
住所	市内での転居	教育・保育給付認定変更申請書（兼届出事項等変更届）
	市外へ転出	【在園児】退園願、支給認定証 【申込児】入園願書取り下げ書、支給認定証
保護者の変更		教育・保育給付認定変更申請書（兼届出事項等変更届）
家族構成の変更		【離婚】教育・保育給付認定変更申請書（兼届出事項等変更届）、ひとり親家庭と分かる書類（戸籍謄本、児童扶養手当証書の写し等）
		【婚姻】教育・保育給付認定変更申請書（兼届出事項等変更届）、婚姻相手の収入資料
		【その他】教育・保育給付認定変更申請書（兼届出事項等変更届）、
その他の変更		幼稚園または教育委員会へお問い合わせください。

＜問合せ先＞

尾道市教育委員会庶務課

〒722-8501

尾道市久保一丁目15番1号

電話：0848-20-7238